

一般名処方について

先発品及びジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。そのため、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っています。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供し易くなります。一般名処方の趣旨についてのご理解とご協力をお願いいたします。

生活習慣病管理料について

厚労省は、生活習慣病対策の一環として、2024年6月から「高血圧症」「糖尿病」「脂質異常症」の治療を受けていただいている患者さんは、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり「生活習慣病管理料」へ移行する改定を行いました。この改定により、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ患者さんから、署名（サイン）を頂く事が必須となりました。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上での長期の投薬を行う場合があります。※当院では長期投薬を推奨しています。

医療情報取得加算について

当院ではオンライン資格確認システムの運用を開始しています。受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。